

令和6年度 日南市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 用語の意義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

- ア. 就労移行支援事業所
- イ. 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ. 生活介護事業所
- エ. 障害者支援施設
- オ. 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア. 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ. 重度障害者多数雇用事業所（※）
- （※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア. 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ. 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5. 調達の対象品目

本市が契約によって調達する物品等の調達のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする

6. 調達目標額

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

令和5年度実績額	3, 123, 384円
令和6年度目標額	前年度実績を超える金額

7. 調達の推進方法

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、各部署に対して情報提供を行う。
- (2) 各部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）や日南市財務規則（平成21年規則第50号）など関係規定に従い、随意契約制度を活用しながら可能な限り障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3) 各部署は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の障がい特性等に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。
- (4) 福祉課は、障害者就労施設等に対して、物品等の品質向上や新商品の開発のほか、物品等に関する情報提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促す。

8. 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、速やかに取りまとめを行い、市ホームページで公表する。

9. その他

- (1) 本市と業務委託契約（指定管理委託契約を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (2) 職員の私的購入等における配慮
職員は、庁舎内での障害者就労施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がける。